

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	: アロンペネット
供給者の会社名称	: 東亜合成株式会社
住所	: 東京都港区西新橋 1-14-1
部門名	: 機能化学品事業部 (接着剤G)
電話番号	: 03 - 3597 - 7275
FAX 番号	: 03 - 3597 - 7353
緊急連絡電話番号	: 03 - 3597 - 7275 (機能化学品事業部 接着剤G)
推奨用途及び使用上の制限	: 本製品の用途は防錆浸透潤滑剤です。その他特殊用途に使用される場合には貴社にて事前に安全性をご確認の上、ご使用下さい。体内に埋植、注入したり、または体内に本製品の一部分が残留する恐れのある用途には使用しないで下さい。

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

物理的危険性	: 爆発物	分類対象外
	: 可燃性又は引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む)	分類対象外
	: エアゾール	区分1
	: 支燃性又は酸化性ガス	分類対象外
	: 高压ガス	分類対象外
	: 引火性液体	分類対象外
	: 可燃性固体	分類対象外
	: 自己反応性化学品	分類対象外
	: 自然発火性液体	区分外
	: 自然発火性固体	分類対象外
	: 自己発熱性化学品	分類できない
	: 水反応可燃性化学品	分類できない
	: 酸化性液体	分類できない
	: 酸化性固体	分類対象外
	: 有機過酸化物	分類できない
	: 金属腐食性物質	分類できない

健康有害性	: 急性毒性(経口)	分類できない
	: 急性毒性(経皮)	分類できない
	: 急性毒性(吸入: 気体)	区分外
	: 急性毒性(吸入: 蒸気)	分類できない
	: 急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	分類できない
	: 皮膚腐食性又は皮膚刺激性	分類できない
	: 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	分類できない
	: 呼吸器感作性	分類できない
	: 皮膚感作性	分類できない
	: 生殖細胞変異原性	分類できない
	: 発がん性	分類できない
	: 生殖毒性	分類できない
	: 特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3(麻酔作用)
	: 特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない
	: 吸引性呼吸器有害性	区分 1
環境有害性	: 水生環境有害性(急性)	分類できない
	: 水生環境有害性(長期間)	分類できない
	: オゾン層への有害性	分類できない

【GHSラベル要素】

絵表示



注意喚起語

: 危険

危険有害性情報

: 極めて可燃性又は引火性の高いエアゾール (H222)
 高压容器: 熱すると破裂のおそれ (H229)
 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ (H304)
 眠気又はめまいのおそれ (H336)

注意書き

【安全対策】

: 熱/火花/裸火/高温のような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。
 (P210)
 裸火又は他の着火源(高温の白熱体等)に噴霧しないこと。(P211)
 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)
 ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。(P261)
 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
 適切な保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

- 【応急措置】 : 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
 吸入した場合 : 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
 飲み込んだ場合、吐かせないこと。(P331)
 火災の場合 : 消火するために二酸化炭素、泡消火剤、粉末消火剤を使用すること。(P370+P378)
- 【保管】 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
 施錠して保管すること。(P405)
 日光から遮断し、40 を超える温度にばく露しないこと。(P410+P412)
- 【廃棄】 : 内容物 / 容器を国際、国、都道府県、市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

【GHS分類に該当しない他の危険性】

- 分類 : 高圧ガス(可燃性ガス)
- 危険性 : 可燃性ガスが入っている。非常に燃えやすい。
 引火及び高温による内圧上昇により破裂の恐れがある。
- 有害性 : 高濃度の気体を吸入すると、弱い麻酔性のため、一時的に神経系の機能低下を生じる恐れがある。
 また、液状のガスが皮膚に触れると凍傷を生じる恐れがある。

3 . 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学物質等の名称		含有量(%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
				化審法番号	安衛法番号	
防 錆 剤 成分	鉱油(流動パラフィン)	12.5 - 15.0	企業秘	収載済	収載済	企業秘
	その他	2.7 - 17.5	企業秘	収載済	収載済	企業秘
合成パラフィン系炭化水素		30.0 - 40.0	明記できない	2-10	既存化学物質	68551-17-7 68551-20-2
液化石油ガス	プロパン	10.0 - 20.0	C ₃ H ₈	2-3	既存化学物質	74-98-6
	n-ブタン	15.0 - 25.0	C ₄ H ₁₀	2-4	既存化学物質	106-97-8
	i-ブタン	1.0 - 5.0	C ₄ H ₁₀	2-4	既存化学物質	75-28-5

4 . 応急措置

- 吸入した場合 : 被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、温かく安静にして、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
呼吸が不規則か止まっている場合には人工呼吸を行うこと。
また、直ちに医師の手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣服、靴等をすべて脱ぎ、皮膚に付着した部分を直ちに清浄な流水で洗浄した後、石鹸を使用してよく洗浄する。
溶剤、シンナーは使用しないこと。
ガスの付着を受け、凍傷となった場合は衣服を脱がせず、そのまま多量の水または温水で洗い流す。
外観に変化が見られたり、痛みがあったりした場合には医師の手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な大量の水で最低 15 分間洗い流す。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。さらに長時間洗浄を続けること。
速やかに医師の手当てを受ける。
洗眼の際、まぶたを指で良く開いて、眼球、まぶたの隅々まで水が良くいきわたるように洗う。
- 飲み込んだ場合 : 水で良く口を洗うこと。
揮発性液体を含んでいるので、嘔吐させるとかえって危険が増す。
無理に吐かせず直ちに医師の手当てを受ける。
- 急性症状及び遅発性症状の
最も重要な徴候症状 : 情報なし
- 応急措置をする者の保護 : 救助者は状況に応じて適切な保護具を着用すること。
- 医師に対する特別な注意事項 : 情報なし。症状に合わせて処置すること。

5 . 火災時の措置

- 適した消火剤 : 二酸化炭素、泡消火剤、粉末消火薬剤、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水
- 消火を行う者の保護 : 消火者は必ず適切な保護具（耐熱着衣、保護眼鏡等）を着用し、有毒ガスが発生する為、自給式呼吸具等を装備する。
- 特有の危険有害性 : 極めて可燃性又は引火性の高いエアゾール。
火災現場にエアゾール容器があると破裂する恐れがある。
火災によって有害なガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 作業は風上から行い、火災発生周辺への関係者以外の立ち入りを禁止する。
可燃性の物を周囲から素早く取り除くこと。
火元の燃料源を断つ。
初期消火の場合、粉末消火剤、二酸化炭素等を用いる。

大規模火災の場合、泡消火剤を使用して消火し、空気を遮断することが有効である。

指定の消火剤を使用すること。

火災の現場にエアゾール容器があると破裂する恐れがあるので、消火活動には距離を十分に取り、高温にさらされる製品容器には水等をかけて冷却する。

周辺火災の場合には、周囲の設備等に散水し冷却する。

移動可能な場合は、容器を速やかに安全な場所へ移す。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 曝露防止の為、作業の際には適切な保護具を着用する。
- 保護具および緊急時措置 : 漏れ発生時（噴出等）には風上より処置を行うようにし、容器の漏出部は上向きにし、完全にガスを噴出させてから処置をする。
付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除き、風下の人を避難させる。
密閉した場所に漏洩した場合は、人が入る前に換気する。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- 環境に対する注意事項 : 漏出液を下水や側溝等に流してはならない。
流出した製品が河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
- 回収・中和方法
- 少量の場合 : 吸収材(例；乾燥土、砂、不燃性布)に吸収し拭き取る。
適切な密閉容器に回収し、廃棄処分すること。
- 大量の場合 : 盛土等で囲い拡散を防止し、液の表面を泡消火剤で覆い回収する。
適切な密閉容器に回収し、廃棄処分すること。
- 封じ込め及び浄化方法及び機材 : 吸収材(例；乾燥土、砂、不燃性布)に吸収し拭き取る。
汚染物や汚染地域は、環境規定を順守しながら、念入りに清掃する。
密閉容器に回収して処分する。
- 二次災害の防止策 : 付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに着火した場合に備えて、適切な消火剤を準備する。
回収作業においては、火花を発生しない安全なシャベル、工具を使用する。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
容器、器具、ポンプや吸引装置の接地を行う。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
床に濡れた状態で放置すると、滑りやすくスリップ事故の原因となるため、注意する。漏出物の上をむやみに歩かない。
廃棄物は関係法規に従い処理すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策（局所排気・全体換気等） : 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。静電気対策のため、装置等は接地し、電機機器類は防爆型（安全増型）を使用する。

安全取扱注意事項 : 使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
火花を発生させない工具を使用すること。

容器温度が高くなると破裂する恐れがあるので、容器温度が40℃を超える可能性のある場所で取り扱わない、また、そのような場所に置かない。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。（静電気帯電防止作業服の着用、除電棒の設置等）

裸火又は他の着火源（高温の金属、白熱体等）に噴霧しないこと。

換気の良い場所でのみ使用すること。

容器に損傷を与えるような取扱いをしないこと。（落下・転倒させない、衝撃を加えない、引きずらない）

容器内の液・ガスが完全に抜けるまで、容器に孔をあけたり、燃やしたりしないこと。

漏洩を防止する。

接触回避 : 「10.安定性及び反応性」を参照。

衛生対策 : 人体に害があるので、口に入れたり、眼、皮膚、衣類につけないこと、吸い込まないこと。

蒸気を吸入すると気分が悪くなることがあるので、換気の良い場所で作業をすること。

密閉した場所で作業をする場合は、十分な局所排気装置を設置し、適切な呼吸器保護具を着用すること。

吸い込んだり、体に掛からないようにするため、風の流れを背後から受けて使用すること。

眼や皮膚に触れると炎症を起こすことがあるので、適切な保護具を着用すること。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

汚れた衣服は、再使用前に洗うこと。

保管

技術的対策 : 該当法規の規定に適する設備に保管する。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
適切なアースを設置し静電気の蓄積を避ける。
部屋の排気および全般的な換気を確保する。

混触危険物質 : 第10項を参照。

- 安全な保管条件** : 直射日光を避け、換気の良い場所で保管すること。
 40 以下の温度で保管すること。
 容器が錆びて破孔し、内容物が漏出または噴出する恐れがあるため、湿気の高い場所での保管は避けること。
 火の気のない場所で保管すること。
 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
 以下のものと同一場所に保管しないこと:ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質、過酸化物
 子供の手の届かない所に置くこと。
- 安全な容器包装材料** : 高圧ガス保安法等の法令で規定されている容器を使用する。

8 . ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度** : 下表を参照。
許容濃度(日本産業衛生学会) : 下表を参照。
許容濃度(ACGIH) : 下表を参照。

成分名	管理濃度	許容濃度 (日本産業衛生学会)	許容濃度 (ACGIH)
鉱油	-	3mg/m3 (ミスト)	5mg/m3 (ミスト)
プロパン	-	-	TWA 1,000ppm (脂肪族炭化水素ガス[アルカン C1 ~ C4])
n-ブタン	-	TWA 500ppm(1,200mg/m3)	STEL 1,000ppm
i-ブタン	-	TWA 500ppm(1,200mg/m3)	STEL 1,000ppm

- 設備対策** : 屋内で使用する場合:使用場所の密閉化。全体換気装置、局所排気装置 等の設置。
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれない設備とすること。
 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
- 保護具** : 作業内容に応じて適切な保護具を着用すること。
- 呼吸用保護具 : 有機ガス用防毒マスク、空気呼吸器、エアラインマスク 等
 - 手の保護具 : 耐油性保護手袋、不浸透性保護手袋 等
 - 眼の保護具 : 保護眼鏡、ゴーグル、顔面保護シールド 等
 - 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業着、不浸透性保護衣・前掛け 等。
 - その他 : 静電気帯電防止作業服、導電性安全靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

	内容液	噴射剤
状態	液体	大気圧下：ガス状 圧力容器内：液状
外観	茶褐色透明	無色透明
臭い	溶剤臭	無臭
pH	データなし	該当しない
融点	データなし	-187.7 ~ -138.4
沸点	データなし	-42.1 ~ -0.5
引火点	86 (密閉式、合成イソブタン系炭化水素)	-104.4 ~ -73.8
発火点	200 以上 (合成イソブタン系炭化水素)	405 ~ 550
爆発範囲	0.5 ~ 4.1 vol% (合成イソブタン系炭化水素)	1.8 ~ 9.5 vol%
蒸気圧	データなし	0.278 ~ 1.275 MPa (40)
蒸気密度	1.0 以上 (空気 = 1) (合成イソブタン系炭化水素)	1.895 ~ 2.538 kg/m ³ (1MPa、15.6)
比重	0.830 (20)	0.545 (20)
溶解性	水に不溶	水に微溶
オクタンル/水分配係数	データなし	データなし
分解温度	データなし	データなし
その他	動粘度 2.53 mm ² /s (40、合成イソブタン系炭化水素)	データなし

10. 安定性及び反応性

- 反応性、化学的安定性 : 可燃性・引火性の高いエアゾール
- 危険有害反応可能性 : 酸化剤や過酸化剤との接触で火災や爆発を起こすことがある。
- 避けるべき条件 : 加熱・直射日光：40 以上になると容器が破裂する恐れがある。
(常用温度の容器内圧力：約0.45MPa)
着火源（火気等）との接触。
混触危険物質との接触。
- 混触危険物質 : 過酸化剤、強酸化剤
- 危険有害な分解生成物 : 燃焼により有害ガス（一酸化炭素、窒素酸化物等）を発生する恐れがある。

1 1 . 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 防錆剤成分(LD50 5g/kg)、合成イパ° ライン系炭化水素(LD50 2,000mg/kg [類似成分])のLD50 データより区分外に分類できるが、合成イパ° ライン系炭化水素は類似成分のデータであり、分類できないとした。
急性毒性 (経皮)	: 情報なし
急性毒性 (吸入:気体)	: 液化石油ガスの分類区分より区分外とした。
急性毒性 (吸入:蒸気)	: 情報なし
急性毒性 (吸入:粉じん)	: 分類対象外
急性毒性 (吸入:ミスト)	: 情報なし
皮膚腐食性/皮膚刺激性	: 合成イパ° ライン系炭化水素(30~40%含有)は軽度の皮膚刺激性があるが、製品として分類を判断する十分な情報が無いので分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷/刺激性	: 防錆剤成分(15.2~32.5%含有)は中程度の眼刺激性があるが、製品として分類を判断する十分な情報が無いので分類できないとした。
皮膚感作性	: 情報なし
呼吸器感作性	: 情報なし
生殖細胞変異原性	: 情報なし
発がん性	: 情報なし
生殖毒性	: 情報なし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 情報なし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 情報なし
吸引性呼吸器有害性	: 合成イパ° ライン系炭化水素(30~40%含有)が区分1に分類される。また、内容液の40 動粘度が20.5mm ² /s以下と推定されるので、区分1に分類した。

1 2 . 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性(急性)	: 情報なし
水生環境有害性(長期間)	: 情報なし
残留性・分解性	: 情報なし
生体蓄積性	: 情報なし
土壤中の移動性	: 情報なし
オゾン層への有害性	: モントリオール議定書の附属書に列記された成分を含まない。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : ガスを完全に抜いた後の残余廃棄物は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に従って廃棄すること。
廃棄物の処理は、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。
- 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
空容器は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に従い廃棄すること。
空容器の廃棄処理は、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。
-

14. 輸送上の注意

国際規制

- 海上規制情報 : IMOの規定に従う。
- UN-No. : UN1950
- Proper Shipping Name : AEROSOLS, flammable
- Class : 2.1
- Marine pollutant : Not applicable
- 航空規制情報 : ICAO/IATAの規定に従う。
- UN-No. : UN1950
- Proper Shipping Name : AEROSOLS, flammable
- Class : 2.1

国内規制

- 陸上規制 : 消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法の規定に従う。
- 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
- 国連番号 : UN1950
- 品名 : エアゾール(引火性)
- 国連分類 : 2.1
- 海洋汚染物質 : 非該当
- 航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
- 国連番号 : UN1950
- 品名 : エアゾール(引火性)
- 国連分類 : 2.1
- 指針番号 : 126
- 特別な輸送上の注意 : 引火性エアゾールのため「火気厳禁」
輸送に際しては直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのな

いように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。

重量物を上積みしない。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

15 . 適用法令

労働安全衛生法	: 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9） 鉛油（12.5-15.0%）、ブタ（16.0-30.0%） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法57条1、施行令第18条）（2016年6月1日より該当） 鉛油（12.5-15.0%）、ブタ（16.0-30.0%） 危険物・可燃性のガス（施行令別表第1第5号） プロパン、ブタ
消防法	: 第4類引火性液体、第三石油類非水溶性液体（法第2条第7項危険物別表第1）
化審法	: 一般化学物質
化学物質排出把握管理促進法 （PRTTR法）	: 第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質に該当しない（第2条、施行令別表第1、別表第2）
毒物及び劇物取締法	: 特定毒物・毒物・劇物に該当しない。
港則法	: その他の危険物・高圧ガス（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
船舶安全法	: 高圧ガス・引火性高圧ガス（危規則第2、3条危険物告示別表第1）
航空法	: 高圧ガス・引火性高圧ガス（施行規則第194条危険物告示別表第1）
大気汚染防止法	: 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）
高圧ガス保安法	: 適用除外、ただし、政令告示及び高圧ガス保安一般規則規程に従う。
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項（キャッチオール規制）
海洋汚染防止法	: 有害物に関する国際海事機関海洋環境保護委員会の判定を受けていない。（第3条、施行令別表第一の一、二）
水質汚濁防止法	: 生活環境汚染項目（法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2）n-ヘキサン抽出物質（鉛油）を含む
下水道法	: 水質基準（施行令第9条の五）n-ヘキサン抽出物質（鉛油）を含む
火薬類取締法	: 火薬類に該当しない
土壌汚染対策法	: 特定有害物質を含有しない
オゾン層保護法	: 施行令別表の物質を含有しない
悪臭防止法	: 特定悪臭物質に該当しない

16. その他の情報

本データシートはJIS Z 7252 : 2014、JIS Z 7253 : 2012 に準じて作成しています。

- 参考文献 : 1) 原料SDS
: 2) NITE 化学物質総合情報提供システム
-

記載内容の取扱い

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成されておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご使用ください。

以上
